

令和5・6年度競争参加資格審査申請案内

福岡財務支局

	定期受付	随時受付
受付期間	令和4年12月1日～令和5年1月13日	令和5年1月16日～令和7年3月31日
資格有効期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日	資格を付与された日～令和7年3月31日
申請方法	インターネット一元受付 (郵送・持参は原則不可)	郵送 (持参は原則不可)
申請書類	—	福岡財務支局ホームページから ダウンロード
問合せ先	インターネット一元受付ヘルプデスク 【建設】TEL：082-553-9149 【測量等】TEL：022-397-9558	福岡財務支局 管財総括第二課 資格審査担当 TEL：092-411-9044
有効範囲	北九州地区の財務省関係機関（福岡財務支局・門司税関・長崎税関・福岡国税局） ※ <u>北九州地区（福岡県・佐賀県・長崎県）以外の財務省関係機関の資格を希望される場合は、それぞれの地区の財務局へ別途申請する必要があります。</u> (例：熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県の財務省関係機関の資格を希望される場合は、九州財務局へ申請)	
郵送先	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館 福岡財務支局 管財総括第二課 資格審査担当 あて	
注意点	<p>①等級決定通知に関する返信用封筒・切手は必要ありません。 随時受付申請受理証明等が必要な場合は、送付先が記載された返信用封筒等（切手要）を添付してください。</p> <p>②支店での登録はできません。本店（本社）で作成し、提出してください。</p> <p>③行政書士等の代理申請の場合は、申請者からの委任状（押印要）の添付が必要です。</p> <p>④等級決定通知書（登録通知書）は公文書です。<u>紛失された場合の再発行は原則行いません。</u></p> <p>⑤原則書類への押印は不要です。</p>	

< 1. 通常申請受付 > …他の財務局から等級決定通知を取得していない場合

提出書類	様式	備考
受付票	福岡財務支局独自様式	建設工事用
資格審査申請書	別紙第1号様式（その1）	
資格審査申請書	別紙第1号様式（その2）	
工事経歴書	別紙第1号の2様式	記載要領参照
営業所一覧表	別紙第1号の3様式	本店のみの場合も記載のこと
経営事項審査表		建設業許可が無く、経営事項審査を受けていない者。申請前に福岡財務支局へご相談ください。

※上記のほか、総合評定値通知書(写)及び納税証明書(写)が必要となります。

申請にあたって必要な総合評定値通知書については下記の要件を満たしているものに限りします。

- a. 申請をする日の直前に受けたもので、かつ、申請をする日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするもの。(申請をする日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とする通知書が複数ある場合は、そのうち最新のもの。)
- b. 通知書における雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」または「適用除外」となっていること。

(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況について)

総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」となっていない場合は、下記のとおりとなりますのでご留意願います。

- ・ 総合評定値通知書の当該保険の加入状況が「未加入」であった後に、当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、次のいずれかの提出が必要です。
 - (1)健康保険・厚生年金保険の領収証書の写し
 - (2)健康保険・厚生年金保険の社会保険料納入証明書の写し
 - (3)健康保険・厚生年金保険の資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
 - (4)雇用保険の領収済通知書の写し及び雇用保険の労働保険概算・確定保険料申告書の写し
 - (5)雇用保険の雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
 - (6)適用除外申請書（別紙第1号の4様式）

< 2. 名簿登録受付 > …他の財務局から等級決定通知を取得している場合

名簿登録申請とは、北九州地区以外の審査部局（他財務局）に申請書を提出し、等級決定を受けた者が、北九州地区においても資格を得ようとする場合に、通常の申請に代えて行うものです。

提出書類	様式	備考
受付票	福岡財務支局独自様式	建設工事用
名簿登録申請書	別紙第4号様式	
営業所一覧表	別紙第1号の3様式	本店のみの場合も記載のこと

※提出書類のほか、資格審査申請書（別紙第1号様式（その1））(写)、総合評定値通知書(写)、他地区審査部局発行の等級決定通知書(写)が必要となります。

< 3. 変更届 >

次の事項に変更が生じたときは、変更届を提出してください。なお、インターネットにより申請をした方も、変更届については、紙による変更届の提出が必要となります。

- 住所（郵便番号含む）、電話番号またはファックス番号
- 商号または名称、代表者の氏名
- 許可・登録などの状況
- 営業所の名称・所在地・電話番号

提出書類	様式	備考
変更届	別紙第 8 号様式	変更事項が確認できる証明書を添付のこと

- ※証明書（登記簿謄本、登記事項証明書、公的機関へ提出し受領が確認出来る書類等）については、写し（鮮明なもの）で代用することができます。
- ※変更届受理証明等が必要な場合は、控え用の変更届 1 枚と送付先が記載された返信用封筒等（切手要）を添付してください。
- ※変更届受理後の内容による等級決定通知書の再発行はしていませんので、交付済みの等級決定通知書を引き続きご使用ください。

< 4. その他 >

以下に該当する申請を予定される方は、次の様式も併せてご提出ください。

- グループ経営事項審査の結果に基づく申請
 - ・再審査申請書（別紙第 1 号の 5 様式）
 - ・等級決定取消申請書（別紙第 1 号の 6 様式）
- 合併等により新たに設立された会社等による申請
 - ・変更届（別紙第 8 号様式）
- 持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請
 - ・再審査申請書（別紙第 1 号の 7 様式）
 - ・等級決定取消申請書（別紙第 1 号の 8 様式）
- 会社更生法に基づく更生手続及び民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の申請
 - ・再審査申請書（別紙第 1 号の 9 様式）
 - ・等級決定取消申請書（別紙第 1 号の 10 様式）